



# 鳥取県公報

平成 23 年 4 月 15 日 (金)  
第 8 2 8 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金の一部改正 (230) (文化政策課) . . . 2
	生活保護法による介護機関の指定 (231) (福祉保健課) . . . . . 3
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (232) (〃) . . . . . 4
	国土調査法による事業計画の決定 (233) (農地・水保全課) . . . . . 5
	国土調査の成果の認証 (234) (〃) . . . . . 5
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (235) (会計指導課) . . . . . 6
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (236) (東部総合事務所県民局) . . . . . 6
	土地改良区の役員の就任 (237) (八頭総合事務所農林局) . . . . . 7
◇ 公安告示	犯罪被害者等早期援助団体の指定 (1) (警察県民課) . . . . . 7
◇ 議会告示	鳥取県議会情報公開条例の運用状況 (2) (議事調査課) . . . . . 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (税務課) . . . . . 8
	随意契約の相手方の決定 (会計指導課) . . . . . 11

# 告 示

## 鳥取県告示第230号

平成21年鳥取県告示第203号（鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第16号）第11条第2項の規定に基づき平成23年4月15日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成23年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																																																																	
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">区分</th> <th style="width: 50%;">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">音響 設備 器具</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハネ返りスピーカー (スタンド付)</td> <td>1台1回につき 1,320円</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">パワードスピーカー</td> <td style="border: 2px solid black;">一式1回につき 1,320円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">その 他</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サインスタンド(A4横)</td> <td>1台1回につき 100円</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">サインスタンド(A3横)</td> <td style="border: 2px solid black;">1台1回につき 100円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>(3) サービスプラン</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">申込 期間</th> <th style="width: 20%;">料金</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	利用料		略		音響 設備 器具	略		ハネ返りスピーカー (スタンド付)	1台1回につき 1,320円	パワードスピーカー	一式1回につき 1,320円		略		略			その 他	略		サインスタンド(A4横)	1台1回につき 100円	サインスタンド(A3横)	1台1回につき 100円	略		備考 略			<p>(3) サービスプラン</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">申込 期間</th> <th style="width: 20%;">料金</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>			名称	申込 期間	料金	備考	略				<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">区分</th> <th style="width: 50%;">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">音響 設備 器具</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハネ返りスピーカー (スタンド付)</td> <td>1台1回につき 1,320円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">その 他</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サインスタンド(A4横)</td> <td>1台1回につき 100円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>(3) サービスプラン</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">申込 期間</th> <th style="width: 20%;">料金</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	利用料		略		音響 設備 器具	略		ハネ返りスピーカー (スタンド付)	1台1回につき 1,320円	略		略			その 他	略		サインスタンド(A4横)	1台1回につき 100円	略		略		備考 略			<p>(3) サービスプラン</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">申込 期間</th> <th style="width: 20%;">料金</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>			名称	申込 期間	料金	備考	略			
	区分	利用料																																																																																
	略																																																																																	
音響 設備 器具	略																																																																																	
	ハネ返りスピーカー (スタンド付)	1台1回につき 1,320円																																																																																
	パワードスピーカー	一式1回につき 1,320円																																																																																
	略																																																																																	
略																																																																																		
その 他	略																																																																																	
	サインスタンド(A4横)	1台1回につき 100円																																																																																
	サインスタンド(A3横)	1台1回につき 100円																																																																																
	略																																																																																	
備考 略																																																																																		
<p>(3) サービスプラン</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">申込 期間</th> <th style="width: 20%;">料金</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>			名称	申込 期間	料金	備考	略																																																																											
名称	申込 期間	料金	備考																																																																															
略																																																																																		
	区分	利用料																																																																																
	略																																																																																	
音響 設備 器具	略																																																																																	
	ハネ返りスピーカー (スタンド付)	1台1回につき 1,320円																																																																																
	略																																																																																	
略																																																																																		
その 他	略																																																																																	
	サインスタンド(A4横)	1台1回につき 100円																																																																																
	略																																																																																	
	略																																																																																	
備考 略																																																																																		
<p>(3) サービスプラン</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">申込 期間</th> <th style="width: 20%;">料金</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>			名称	申込 期間	料金	備考	略																																																																											
名称	申込 期間	料金	備考																																																																															
略																																																																																		

館内LAN配線サービス	利用日の3週間前まで	4,000円 (1回線) 株式会社鳥取県情報センター 設定作業料 17,640円 (1催事)	配線のみ。PC設置は行わない。	館内LAN配線サービス	利用日の3週間前まで	4,000円 (1回線)	配線のみPC設置は行わない。
略				略			
備考 略				備考 略			
2 略				2 略			

附 則

この告示は、平成23年4月15日から施行する。

鳥取県告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人真誠会	米子市大崎1511-1	小規模多機能センター真誠会ふる里	米子市和田町1722	小規模多機能型居宅介護	平成22年11月1日
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目104-2	小規模多機能型居宅介護施設とちの実	鳥取市佐治町加茂583-1	小規模多機能型居宅介護	平成23年2月1日
株式会社のんたん	鳥取市気高町浜村41-10	のんたんデイサービス	鳥取市気高町浜村41-10	通所介護	平成23年3月1日
株式会社ウェルネス湖北	島根県松江市西津田二丁目8-20	株式会社ウェルネス湖北介護センター米子	米子市旗ヶ崎六丁目2-47	福祉用具貸与	平成23年3月16日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
----	------------	------------	-------------	-----------	-------

社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目104-2	小規模多機能型居宅介護施設とちの実	鳥取市佐治町加茂583-1	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成23年2月1日
株式会社のんたん	鳥取市気高町浜村41-10	のんたんデイサービス	鳥取市気高町浜村41-10	介護予防通所介護	平成23年3月1日
株式会社ウェルネス湖北	島根県松江市西津田二丁目8-20	株式会社ウェルネス湖北介護センター米子	米子市旗ヶ崎六丁目2-47	介護予防福祉用具貸与	平成23年3月16日

## 3 特定福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
株式会社ウェルネス湖北	島根県松江市西津田二丁目8-20	株式会社ウェルネス湖北介護センター米子	米子市旗ヶ崎六丁目2-47	平成23年3月16日

## 4 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
株式会社ウェルネス湖北	島根県松江市西津田二丁目8-20	株式会社ウェルネス湖北介護センター米子	米子市旗ヶ崎六丁目2-47	平成23年3月16日

## 鳥取県告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
有限会社ケアサービス米子	米子市両三柳267	訪問看護ステーションハートケア	米子市両三柳267	平成22年4月12日

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
有限会社ケアサービス米子	米子市両三柳267	訪問看護ステーションハートケア	米子市両三柳267	平成22年4月12日

**鳥取県告示第233号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成23年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成23年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
鳥取市	鳥取市河原町三谷、用瀬町美成、福部町左近、鹿野町岡木、気高町土居、青谷町山根及び青谷町早牛の各一部	平成23年4月1日から平成24年3月30日まで
米子市	米子市淀江町稲吉の一部	〃
倉吉市	倉吉市関金町野添、福吉町、瀬崎町、東岩倉町、越中町、越殿町、広瀬町、鍛冶町一丁目、仲ノ町、新町三丁目、西町、金森町、福吉町二丁目、河原町、黒見、小鴨、北野、上井、山根、伊木、余戸谷町及び鍛冶町の各一部	〃
岩美町	岩美郡岩美町大字浦富、大字小羽尾、大字陸上、大字新井、大字大谷及び大字大羽尾の各一部	〃
若桜町	八頭郡若桜町大字大炊、大字岸野、大字糸白見、大字根安及び大字須澄の各一部	〃
智頭町	八頭郡智頭町大字大背、大字奥本及び大字芦津の各一部	〃
八頭町	八頭郡八頭町篠波、西谷、佐崎及び柿原の各一部	〃
三朝町	東伯郡三朝町大字小河内、大字神倉、大字三徳、大字福吉、大字加谷及び大字木地山の各一部	〃
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字北福、大字長和田、大字野花、大字漆原及び大字羽衣石の各一部	〃
琴浦町	東伯郡琴浦町大字赤碕、大字松谷、大字別所、大字八橋及び大字倉坂の各一部	〃
大山町	西伯郡大山町塩津、下甲、岡、松河原、赤松、田中、御崎及び赤坂の各一部	〃
南部町	西伯郡南部町八金、池野、倭及び西の各一部	〃
伯耆町	西伯郡伯耆町字代の一部	〃
日南町	日野郡日南町下阿毘縁、花口及び宮内の各一部	〃
日野町	日野郡日野町久住の一部	〃
江府町	日野郡江府町大字武庫の一部	〃

**鳥取県告示第234号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
智 頭 町	平成21年度及び平成22年度	智頭町（大字大背の一部）の地籍図及び地籍簿	智頭町大字大背の一部	平成23年4月15日
大 山 町	平成19年度から平成22年度まで	大山町（豊房、飯戸及び赤松の各一部）の地籍図及び地籍簿	大山町豊房、飯戸及び赤松の各一部	”

### 鳥取県告示第235号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収職員について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成23年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 委任させた事務

道路法（昭和27年法律第180号）第58条の規定に基づく原因者負担金及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務

#### 2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部道路企画課

課長補佐兼主幹 谷口 正一

副主幹 山根 伸次

主事 引田 大治

#### 3 委任期間

平成23年4月15日から平成24年3月31日まで

### 鳥取県告示第236号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年6月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年4月15日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

#### 1 申請のあった年月日

平成23年4月7日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人創造の樹

#### 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

山川 賀壽雄

#### 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市松原111-1

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、木に文字を彫る技術を性別、年齢を問わず又、障がいの程度に応じ指導と普及を図ることにより、彼らの主体的な学びと自立的な成長を応援し、地域社会での自立と自活及び社会参加を生涯にわたって支援する事業を行い、健全な精神保健福祉の社会環境の整備と生活支援体制の確立に寄与することを目的とする。また、目的を達成するための施設の設立並びに運営、作品の販売先の確保、促進を目指す。

**鳥取県告示第237号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年4月15日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

就任した役員の氏名及び住所

理事 梶 川 和 生 鳥取市河原町高福87

平成23年3月26日就任 任期 平成25年3月31日まで

**公 安 委 員 会 告 示****鳥取県公安委員会告示第1号**

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により犯罪被害者等早期援助団体として次のとおり指定したので、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第2条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月15日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

## 1 名称

一般社団法人とっとり被害者支援センター

## 2 住所

鳥取市西町一丁目401 鳥取県庁西町分庁舎

## 3 代表者の氏名

理事長 落合 潮

## 4 法第23条第2項に規定する事業（以下「援助事業」という。）を行う事務所の名称

一般社団法人とっとり被害者支援センター

## 5 援助事業を行う事務所の所在地

鳥取市西町一丁目401 鳥取県庁西町分庁舎

## 6 当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等

法第2条第4項に規定する犯罪被害等全般

## 7 指定を行った年月日

平成23年3月17日

## 議 会 告 示

### 鳥取県議会告示第2号

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第18条の規定により、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成23年4月15日

鳥取県議会議長 小 谷 茂

#### 1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況					
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ
3件	1件	2件				

#### 2 異議申立ての件数及び処理状況

該当なし

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 調達内容

##### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県地方税電子申告ASPサービス調達業務 一式

##### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

##### (3) 履行期間

契約締結日から平成28年9月19日まで

##### (4) 入札書の記載方法等

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、支払については、各年度における支払限度額を設けるものとする。

#### 2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

##### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

##### (2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営のいずれに



も登録されている者又は情報処理サービスのASPに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年4月22日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 社団法人地方税電子化協議会（以下「協議会」という。）の定める「登録委託先事業者等の登録に関する要綱」に規定する登録要件を満たし、協議会の登録決定を受けた者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部税務課

### 4 入札手続等

- (1) 入札書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部税務課企画担当

電話 0857-26-7052

電子メール zeimu@pref.tottori.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する審査申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室

電話 0857-26-7433

- (3) 入札説明書等の交付方法

平成23年4月15日（金）から同年5月6日（金）までの間にインターネット上のとりネット税務課ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3375>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

#### ア 交付期間及び交付時間

平成23年4月15日（金）から同年5月6日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時（5月6日にあつては、正午）までとする。

#### イ 交付場所

(1)に同じ

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

#### ア 入札日時

平成23年5月26日から同月27日（金）正午（郵便等による入札の場合にあつては、同月26日（木）午後5時）までとする。

#### イ 開札日時

平成23年5月27日午後1時

#### ウ 場所

(1)に同じ

### 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成23年5月13日(金)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額にその5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額にその5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の入札見積金額をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とするところがあるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Local tax electronic report ASP service, 1

set

- (2) Time-limit for submission of documents for qualification : 12:00noon, 13 ,May, 2011  
(3) Time-limit for submission of tenders : 1:00 p.m. May 27, 2011  
(4) Contact Point for the notice : Taxation business section 1-220, Higashi-machi, Tottori-shi  
680-8570 Japan TEL 0857-26-7052

-----  
随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量  | 財務会計システム運營業務委託 一式   |
| 2 契 約 方 式          | 随意契約  |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 平成23年3月18日  |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 株式会社鳥取県情報センター<br>鳥取市寺町50  |
| 5 契 約 金 額          | 157,361,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  |
| 6 随意契約による理由        | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。<br>(政令第10条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県会計管理者会計局会計指導課<br>鳥取市東町一丁目220   |